

法人文書及び保有個人情報の開示の実施方法及び手数料等に関する規程

平成15年10月1日

平成15年度規程第17号

一部改正 平成17年4月1日平成17年度規程第2号

一部改正 平成18年3月31日平成17年度規程第59号

一部改正 平成27年3月31日平成26年度規程第37号

一部改正 2019年6月12日2019年度規程第11号

一部改正 2022年3月31日2021年度規程第43号

一部改正 2026年3月26日2025年度規程第71号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。)第15条及び第17条又は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第87条及び第89条の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)における法人文書及び保有個人情報の開示の実施方法、開示請求及び開示の実施に係る手数料等(手数料及び送付に要する費用をいう。)並びに手数料の納入に関する事項を定めることを目的とする。

(文書又は図画の閲覧、交付)

第2条 文書又は図画の閲覧の方法は、次に掲げるものを閲覧することとする。

一 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。)

当該文書又は図画(情報公開法第15条第1項ただし書又は個人情報保護法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第1号イに規定するもの)

二 マイクロフィルム

当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番(以下「A1判」という。)以下の大きさの用紙に印刷したもの

三 写真フィルム

当該写真フィルムを印画紙(縦89mm、横127mmのもの又は縦203mm、横254mmのものに限る。以下同じ。)に印画したもの

四 スライド(第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。)

当該スライドを専用機器により映写したもの

2 文書又は図画の写しの交付の方法は、次に掲げるものとする。

一 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。)

次に掲げる方法(ロ及びハに掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、機構が保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。)

イ 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に複写したものの交付(ロに掲げる方法に該当するものを除く。)。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番(以下「A2判」という。)の用紙に複写したものの交付(ロに掲げる方法に該当するものを除く。))又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

ロ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ハ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第三号ホにおいて同じ。)に複写したものの交付

二 マイクロフィルム

当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番(以下「A4判」という。)の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあつては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付

三 写真フィルム

当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

四 スライド

当該スライドを印画紙に印画したものの交付

3 電磁的記録についての情報公開法第15条第1項又は個人情報保護法第87条第2項の規定に基づき、機構が定める方法は、次に掲げるものとする。

一 録音テープ(第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。)又は録音ディスク 次に掲げる方法

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。別表5の項ロにおいて同じ。)に複写したものの交付

二 ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付

三 電磁的記録(前2号、次号又は次項に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であって、機構がその保有するプログラムにより行うことができるもの

イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

ロ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。別表7の項ロにおいて同じ。)により再生したものの閲覧又は視聴

ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付(二に掲げる方法に該当するものを除く。)

ニ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

ホ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

四 電磁的記録(前号ホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。) 次に掲げる方法であって、機構がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

イ 前号イからハマまでに掲げる方法

ロ 当該電磁的記録を幅12.7mmのオープンリールテープ(日本産業規格X6103、X6104又はX6105に適合する長さ731.52mのものに限る。別表7の項トにおいて同じ。)に複写したものの交付

ハ 当該電磁的記録を幅12.7mmの磁気テープカートリッジ(日本産業規格X6123、X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格(以下「国際規格」という。)14833、15895若しくは15307に適合するものに限る。別表7の項チにおいて同じ。)に複写したものの交付

ニ 当該電磁的記録を幅8mmの磁気テープカートリッジ(日本産業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。別表7の項リにおいて同じ。)に複写したものの交付

ホ 当該電磁的記録を幅3.81mmの磁気テープカートリッジ(日本産業規格X6127、X6129、X6130又はX6137に適合するものに限る。別表7の項ヌにおいて同じ。)に複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

一 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

二 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

一 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

二 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

(手数料の額等)

第3条 情報公開法第17条第2項及び個人情報保護法第89条の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 開示請求手数料 開示請求に係る法人文書又は開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書1件につき300円
- 二 開示実施手数料 開示を受ける法人文書1件につき、別表左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）ただし、基本額（情報公開法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円（次のイからへのいずれかに該当する場合は、それぞれ当該イからへに定める額。以下この号において同じ。）に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。
 - イ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）第12条の2第1項の規定に基づき、行政機関から事案が移送された場合（ハに掲げる場合を除く。） 300円
 - ロ 情報公開法第12条第1項の規定に基づき、他の独立行政法人等から事案が移送された場合（ニに掲げる場合を除く。） 当該独立行政法人等が法第17条第1項の規定に基づき定める開示請求にかかる手数料の額に相当する額（以下この号において「開示請求手数料相当額」という。）
 - ハ 行政機関情報公開法第12条の2第1項の規定に基づき、行政機関から行政文書の一部について移送された場合 300円のうち情報公開法第15条の規定に基づき開示を実施する機構が分担するものとして、当該行政機関と協議して定める額
 - ニ 情報公開法第12条第1項の規定に基づき、他の独立行政法人等から法人文書の一部について移送された場合 開示請求手数料相当額のうち情報公開法第15条の規定に基づき開示を実施する機構が分担するものとして、当該他の独立行政法人等と協議して定める額
 - ホ 情報公開法第13条第1項の規定に基づき、行政機関に法人文書の一部について移送した場合 300円のうち情報公開法第15条の規定に基づき開示を実施する機構が分担するものとして、当該行政機関と協議して定める額
 - ヘ 情報公開法第12条第1項の規定に基づき、他の独立行政法人等に法人文書の一部について移送した場合 300円のうち情報公開法第15条の規定に基づき開示を実施する機構が分担するものとして、当該他の独立行政法人等と協議して定める額

- 2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。
 - 一 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書
 - 二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書
- 3 開示請求手数料又は開示実施手数料は、次の各号のいずれかに該当する方法で納付しなければならない。
 - 一 現金又は郵便為替の場合 現金又は郵便為替を開示請求書又は開示の実施を求める書面に添付して納付
 - 二 金融機関への振込の場合 機構の指定する金融機関の口座へ必要額を振り込んだ後、振込を証する書面を開示請求書又は開示の実施を求める書面に添付して提出
- 4 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか送付に要する費用を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、原則、郵便切手を納付することとし、必要に応じて前項に規定する方法で納付することができる（保有個人情報の開示を受ける場合における送付に要する費用の納付においても同様とする。）。

（手数料の減免）

- 第4条 機構は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。
- 2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、情報公開法第15条第3項又は第5項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を機構に提出しなければならない。
 - 3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。
 - 4 第1項の規定によるもののほか、機構は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料

を減額し、又は免除することができる。

(出納員)

第5条 理事長は、第3条に定める各種手数料の出納を行うため、会計規程（平成15年度規程第7号。以下「会計規程」という。）第6条第4項の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法務部の職員のうちから出納員を指名するものとする。

(手数料の収納等)

第6条 出納員は、出納職の指示に基づき、開示請求者から受領した各種手数料を収納しなければならない。

2 出納員は、開示請求者から各種手数料を受領したときは、会計規程第22条第3項の規定に基づき、様式に定める手数料領収書の領収印欄に領収印を押印し、当該開示請求者に交付するものとする。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成17年度規程第2号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度規程第59号）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行日以後にされた開示請求について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則（平成26年度規程第37号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（2019年度規程第11号）

この規程は、2019年7月1日から施行する。

附 則（2021年度規程第43号）

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則（2025年度規程第71号）

- 1 この規程は、2026年4月1日から施行する。
- 2 次の規程及び機構達は廃止する。
 - 一 法人文書の開示請求及び開示の実施に係る手数料等に関する規程（平成15年度規程第18号）
 - 二 保有個人情報の開示請求に係る手数料等に関する規程（平成17年度規程第3号）
 - 三 法人文書の開示請求及び開示の実施に係る手数料の出納に関する機構達（平成15年度機構達第

2号)

四 保有個人情報の開示請求に係る手数料の出納に関する機構達 (平成17年度機構達第1号)

別表

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画 (2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。)	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により用紙に複写したものの交付(ニに掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円(A2判については40円、A1判については80円)
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円(A2判については140円、A1判については180円)
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円(縦203mm、横254mmのものについては520円)に12枚までごとに760円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円(A3判については140円、A2判については370円、A1判については690円)
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円(縦203mm、横254mmのものについては430円)

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
4 スライド（9の項に該当するものを除く。）	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき 390円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき 100円(縦 203mm、横 254mmのものについては 1,300円)
5 録音テープ（9の項に該当するものを除く。）又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき 290円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき 430円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき 290円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき 580円
7 電磁的記録（5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。）	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙 100枚までごとにつき 200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルごとにつき 410円
	ハ 用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙 1枚につき 10円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙 1枚につき 20円
	ホ 光ディスク（日本産業規格 X0606及びX6281に適合する直径 120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき 100円に 1ファイルごとに 210円を加えた額
	ヘ 光ディスク（日本産業規格 X6241に適合する直径 120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき 120円に 1ファイルごとに 210円を加えた額
	ト 幅 12.7mmのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき 7,000円に 1ファイルごとに 210円を加えた額

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
	チ 幅 12.7 mmの磁気テープカートリッジ複写したものの交付	1 巻につき 800 円（日本産業規格 X6135 に適合するものについては 2,500 円、国際規格 14833、15895 又は 15307 に適合するものについてはそれぞれ 8,600 円、10,500 円又は 12,900 円）に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	リ 幅 8 mmの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 1,800 円（日本産業規格 X6142 に適合するものについては 2,600 円、国際規格 15757 に適合するものについては 3,200 円）に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	ヌ 幅 3.81 mmの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 590 円（日本産業規格 X6129、X6130 又は X6137 に適合するものについてはそれぞれ 800 円、1,300 円又は 1,750 円）に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
8 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1 巻につき 390 円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800 円（16 mm映画フィルムについては 13,000 円、35 mm映画フィルムについては 10,100 円）に記録時間 10 分までごとに 2,750 円（16 mm映画フィルムについては 3,200 円、35 mm映画フィルムについては 2,650 円）を加えた額
9 スライド及び録音テープ（第 2 条第 5 項に規定する場合におけるものに限る。）	イ 専用機器により再生したものの視聴	1 巻につき 680 円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200 円（スライド 20 枚を超える場合にあっては、5,200 円にその超える枚数 1 枚につき 110 円を加えた額）
備考 ① A 1 判、A 2 判、A 3 判とは、それぞれ日本産業規格 A 列 1 番、A 列 2 番、A 列 3 番のことをいう。 ② 1 の項ハ若しくはニ、2 の項ハ又は 7 の項ハの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を 1 枚として額を算定する。		

(様式)

年 月 日

{法人文書の開示請求・開示実施／保有個人情報の開示請求} に係る手数料領収書

開示請求者氏名又は名称： _____ 殿

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は以下の金額を受領いたしました。ただし、{開示請求・開示実施} 手数料として。

金 _____ 円

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法務部

出納員：

領収印：



(機構控え)

年 月 日

{法人文書の開示請求・開示実施／保有個人情報の開示請求} に係る手数料領収書

開示請求者氏名又は名称： _____ 殿

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は以下の金額を受領いたしました。ただし、{開示請求・開示実施} 手数料として。

金 _____ 円

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法務部

出納員：

領収印：